

各作業部会からの報告

＜建築物作業部会の検討状況＞

1 バリアフリー条例との関係整理

- ① 対象範囲
 - ・確認審査上の施設と福祉のまちづくり条例の対象施設の明確化
- ② 整備基準
 - ・BF 法令・条例に合わせる
 - ・福祉のまちづくり条例の整備基準が上回る部分の取扱い
- ③ 運用
 - ・BF 法令にあわせる

2 福祉のまちづくり条例における建築物整備の方向性

- ◎ 現行の努力義務から遵守義務とする
- 届出の対象
 - ① 対象施設用途
 - ・現行福祉のまちづくり条例の対象となる施設は、引き続き条例の対象とする
 - ② 対象規模
 - ・事務所、工場 → 一定規模に引き下げ
 - ・物販、飲食、サービス店舗等 → すべての施設に引き下げ

福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（道路編）

改正の方向性について

1．基本的な考え方

- 平成12年以降施行された法律や各種基準等との整合性を図る
- 整備基準の努力義務から遵守義務への強化に伴い対応を図る

2．具体的な改正の方向

1)歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を基本することを「整備基準の解説」に記載する

- ・歩車道を分離する方法として、マウントアップ形式、セミフラット形式、フラット形式があるが、マウントアップ形式に比べ、車両乗入部でのすりつけ勾配が生じないなど、歩行性に優れたセミフラット形式を基本とする

2)歩車道の分離、歩道の有効幅員に関して例外規定を「整備基準の解説」に記載する

- ・沿道に堅固な建築物が立地しているなどにより有効幅員2mの歩道を確保することが困難な場合、バリアフリー歩行空間のネットワーク化を図るために、歩道幅員を1.5mに縮小できる、歩道設置に代えて歩車道非分離の道路をバリアフリー化とみなす、といった例外規定を設ける（バリアフリー新法で規定されている「経過措置」を整備マニュアルに盛り込む）

3)視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置について誘導基準に記載する

- ・道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図るために横断歩道上に設置される視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置について誘導基準に記載する

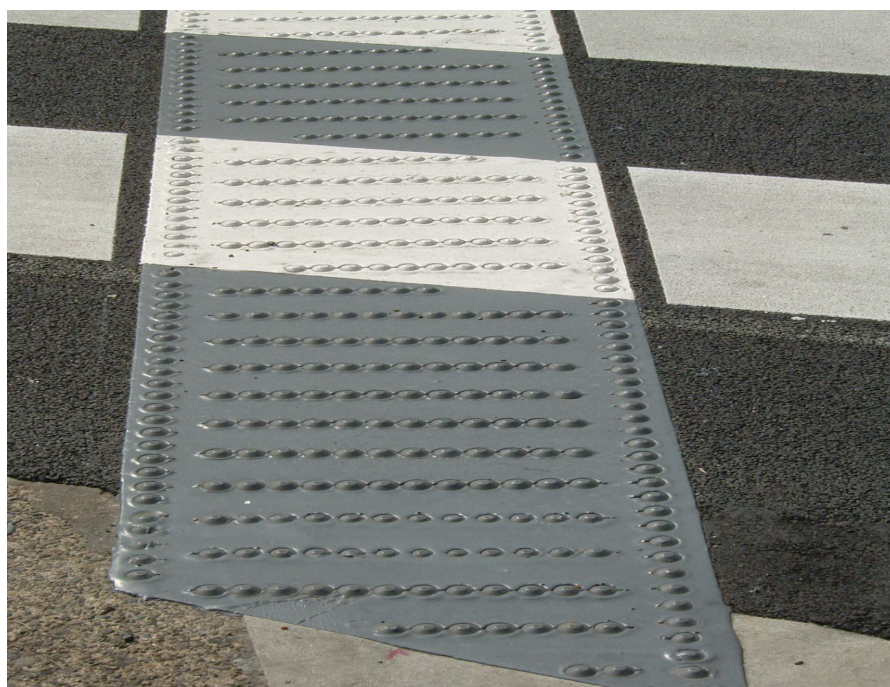
4)様々な道路利用者の意見を踏まえた上で定めた歩車道境界縁端構造の採用を「整備基準の解説」に記載する

- ・歩車道境界部の段差は2cmを標準とするが、「整備基準の解説」において、区市町村が様々な道路利用者の意見を踏まえた上で定めた縁端構造については、これを採用することができるとする

5)JIS化された視覚障害者誘導用ブロックの仕様を「整備基準の解説」に記載する。

- ・平成13年、視覚障害者誘導用ブロックの形状、寸法およびその配列がJIS化されたため、その仕様を「整備基準の解説」に記載する

エスコートゾーン
(荻窪駅周辺、環状八号線)



公園作業部会の検討状況

<検討体制>

東京都建設局2名、東京都港湾局1名、練馬区1名、日野市1名

<検討経緯>

	日 時	検討内容
第1回	平成20年3月18日	・改正の方向性
第2回	平成20年6月28日	・整備基準(案)の具体的内容 ・誘導基準の考え方
第3回	平成20年8月下旬 (予定)	・誘導基準(案)の具体的内容 ・さらに望ましい整備事例について

<改正の方向性>

■ 整備基準

- 都基準がバリアフリー新法を下回っている場合には後者の水準に引き上げる。
- 現行区分(「公園・緑地」、「庭園」、「動物園・植物園・遊園地」)を一本化する。
(構成は別紙)

○ 主な改正点

・ 駐車場

障害者のための駐車スペース確保に関する台数の算出方法を追加

・ 園路、傾斜路

横断勾配に関する規定を追加

・ 階段

手すりの端部に点字表示を設けること、階段の両側に立ち上がり部を設けることなどを追加

・ 水飲み、手洗場

高さ及び周辺部の留意点(滞水の解消等)を追加

・ 券売機、公衆電話

公園施設として一般的ではないので削除

・ 公園内建築物

休憩所、管理事務所、屋外劇場、屋外音楽堂を追加

■ 誘導基準等

- ユニバーサルデザインの視点を反映させる。
- 誘導基準に加え、さらに望ましい施設整備の具体的事例を紹介する。

<今後の課題>

- 誘導基準案の具体的内容の検討
- 他の作業部会の検討結果との整合(公園内建築物の取扱い等)

東京都福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準【公共交通施設】の改正の方向性について

1 公共交通部門作業部会の開催状況

構成委員(各課長級 全9名)

東京都交通局 5名、都市整備局 1名、港湾局 1名、警視庁 1名、消防庁 1名

開催内容

- 【第1回】 日時：平成20年4月25日(金) 10時～11時
[検討内容] 福祉のまちづくり条例における公共交通施設整備基準改正の方向性について検討を行った。
- 【第2回】 日時：平成20年6月4日(水) 13時30分～15時30分
[検討内容] 公共交通施設に関する整備基準改正について、第1回の検討内容を受けて、公共交通施設の整備基準案の検討を行った。
- 【第3回予定】 日時：平成20年9月上旬
[検討内容] 各関係機関の意見を受けて公共交通施設の整備基準案を検討する。
整備基準の解説及び誘導基準案の検討を行う。

2 整備基準【公共交通施設】の改正について

対象施設項目

- 対象施設と整備基準項目の分類を適合させるため、対象施設項目の整理を行った。

[主な改正点]

- ・ 新たに、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを新設した。

整備基準項目

- 整備基準項目及び内容についてバリアフリー新法と整合を図った。

[主な改正点]

- ・ 移動等円滑化された経路について整備基準項目とし、各項目内で整理した。
- ・ バリアフリー新法(旅客施設整備基準の省令)が現行福祉のまちづくり条例を上回る整備基準は、基本的に福祉のまちづくり条例の整備基準として改正を行った。
- ・ バスターミナル等対象施設の新設に伴い、整備基準項目を整理した。

3 今後の検討課題について

- ユニバーサルデザインの視点による誘導基準を検討する。

新整備基準（案）

I 公共交通施設

- 1 移動等円滑化された経路[新規]
- 2 出入口 [1]
- 3 駐車場[2]
- 4 コンコース・通路・ホール等 [3]
- 5 出札・案内所等 [5]
- 6 階段 [8]
- 7 傾斜路 [19]
- 8 エレベーター [9]
- 9 エスカレーター [10]
- 10 便所（一般用） [13]
- 11 便所（だれでもトイレ） [12]
- 12 旅客待合所 [17]
- 13 戸 [7]
- 14 案内板等 [15]
- 15 案内装置等 [16]
- 16 視覚障害者誘導用ブロック [18]
- 17 手すり [20]
- 18 券売機 [4]
- 19 休憩設備（ベンチ等） [21]

II 鉄軌道駅

- 1 改札口 [6]
- 2 乗降場（プラットホーム） [11]

III バスターミナル

- 1 バスターミナル[新規]

IV 旅客船ターミナル

- 乗降場設備[新規]
- 旅客搭乗橋[新規]
- 改札口 [6]

V 航空旅客ターミナル

- 保安検査場[新規]
- 旅客搭乗橋[新規]
- 改札口 [6]

現整備基準

公共交通施設

- 1 出入口
- 2 駐車場
- 3 コンコース・通路・ホール等
- 4 券売機
- 5 出札・案内所等のカウンター
- 6 改札口
- 7 戸
- 8 階段
- 9 エレベーター
- 10 エスカレーター
- 11 乗降場
- 12 便所（だれでもトイレ）
- 13 便所（一般用）
- 14 公衆電話
- 15 案内板等
- 16 案内装置等
- 17 旅客待合所
- 18 視覚障害者誘導用ブロック
- 19 傾斜路
- 20 手すり
- 21 水飲み・ベンチ・構内売店

※色付き枠 は新たに章立てした対象施設項目を示す。

※[]は現整備基準項目番号を示す。